

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おきなわそう基金(以下「当財団」という。)の監事の監査につき、必要事項を定める。

(職務及び権限)

第2条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、次の各号に該当する場合には、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき
- (3) 法令・定款に違反する事実があるとき
- (4) もしくは不当な事実があるとき

2 監事は、その職務の遂行のため、いつでも理事及び使用人に対し事業の報告を求め、また当財団の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会議への出席)

第3条 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席し、必要があると認められた場合は意見を述べることができる。

3 監事は、理事会又は評議員会に出席できない場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会の招集請求)

第4条 監事は、必要があると認めるときは、理事に対して理事会の招集を請求することができる。なお、その後一定の期間内に召集の手続きが行われない場合には、自ら理事会の招集することができる。

(計算書類等の監査)

第5条 監事は、各事業年度に係る次の計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を監査することができる。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書

(監査報告書)

第6条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成し、代表理事に提出する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、監事が行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、2019年10月10日から施行する。